

平成28年度 雜固体廃棄物減容処理建屋における滞留水位上昇に関する政策監し入れ事項（4月8日）及び回答

申し入れの内容	回答
1 本事象について、早急に原因の究明を行うとともに、その結果に応じ、適切な再発防止措置を講じること。また、滯留水を貯留している他の建屋においても、滯留水位が適切に管理されているか早急に確認し、必要に応じて対策を講じること。	<p>現在、原因調査を実施している段階ではありますがあ、雑固体廃棄物減容処理建屋（HT1）の水位管理を行う上で、第二セシウム吸着装置（SARRY）の運転状況と滯留水の移送状況を正確に反映する計画が関係部署間で確実になされていません。この運転予定情報共有が関係部署間で確実になされない場合、雑固体廃棄物減容処理建屋（HT1）水位の予測を誤り、必要以上に滯留水を移送してしまったことが分かつております。今後、原因と対策についてとりまとめ、適切な再発防止措置を講じる予定です。</p> <p>また、滯留水を貯留しているプロセス主建屋においては雑固体廃棄物減容処理建屋（HT1）同様、警報機能がなく、セシウム吸着装置（KURION）の運転状況と滯留水の移送状況を正確に反映する必要があります。同様のリスクを有しているため、雑固体廃棄物減容処理建屋（HT1）と同様の再発防止措置を講じる予定です。</p>
2 滞留水位を常時適切に管理するため、滯留水の移送量と移送先の水位を的確に把握するためのソフト面の対策や水位監視の体制を強化すること、さらには、水位の急激な変動にも対応できるよう、警報装置の設置などハード面の対策を強化すること。	<p>1～4号機の各建屋においては警報機能があり、水位高警報になると、監視強化を行つて運転上の制限値にならないよう手順を定めた運用しております。滯留水の移送量と移送先の水位を的確に把握するためのソフト面と水位監視の体制に関しては、原因調査結果を踏まえ適切な再発防止措置を講じる予定です。</p> <p>また、水位の急激な変動にも対応できるよう、ハード面においては速やかに警報装置を設置し、強化を図ってまいります。</p>
3	
4	